

広島県告示第八百七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定によって、次の漁業を平成二十二年十月一日免許した。

平成二十二年十月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

公示番号 (免許番号)	住 漁業権者の 所	名 称	免許の内容	存 続 期 間 の
区第四二四号	尾道市向東町一二 六三五番地の二	尾道東部漁業 協同組合	平成二十二年広島 県告示第五百六十 八号のとおり	平成二十二年広島 県告示第五百六十 八号のとおり